

留 意 事 項

1. 水泳等の事故防止のための安全確保（施設、管理、運営等）について

- (1) プールの安全管理については、プール使用が始まるまでに、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、プール使用期間中においては、浄化装置等の適正な作動状況を確認するなど、附属施設を含めてプールの施設・設備については常時安全点検及び衛生管理を行うこととし、特に、排（環）水口については十分な点検を行うこと。
- (2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。
- (3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。
- (4) その他
 - ア 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。
 - イ 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生の恐れのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故が比較的多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮したものとするとともに、保護者が、監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。
 - ウ 水泳場の選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳場には、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を整えるとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

2. 学校における児童・生徒等に対する指導等について

- (1) 学校におけるプールの安全管理及び水泳に関する安全指導に当たっては、下記の資料を参考に徹底を図ること。

○プールの安全管理について

「プールの安全標準指針」 平成19年3月文部科学省・国土交通省

○水泳に関する安全指導について

「水泳指導の手引き（三訂版）」 平成26年3月文部科学省

「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」

平成26年3月文部科学省（You Tubeチャンネル参照）

「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」

平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター

「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～（DVD）」

平成28年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター

- (2) プールにおける事故には、スタート時に深く入水し、水底に頭部を打ちつけて起こるものが少なくないので、スタートの指導については、個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、教師等の指示に従い、水深や水底の安全を確かめ、入水角に注意するなど、安全に配慮した慎重な指導を行うこと。なお、学習指導要領では、小学校、中学校及び高等学校入学年次におけるスタートの指導について、事故防止の観点から、水中からのスタートを取り扱うこととしている。また、高等学校入学年次の次の年次以降においては、原則として水中からのスタートを取り扱うこととしているが、「安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としている。

また、最近、一定の技能を身につけている児童・生徒がスタート時の重大事故に遭った事例や、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返した事などによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。

- (3) 児童・生徒の水難事故は、特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、水泳等の事故防止に関する心得を十分指導し、PTA等の関係機関と連携の上、家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。
- (4) 児童・生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、行き先、帰宅の予定日時、同行者等を事前に家庭に知らせるよう合わせて指導すること。
- (5) 児童・生徒の発達段階に応じて、水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。